

# 小値賀駐在所速報

令和元年11月6日  
新上五島警察署  
小値賀駐在所  
Tel.0959-56-2110

長崎県警察



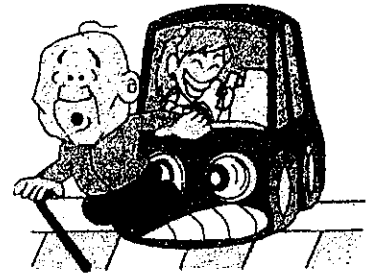
## 令和元年12月1日から!

## 運転中の携帯電話等の使用が罰則強化されます

### 何故? 罰則?

近年におけるスマートフォンの普及等に伴い、携帯電話使用等による交通事故の件数は全国で増加傾向にあり、平成30年中は2,790件で5年前(平成25年)の2,038件から約1.4倍に増加しています。また、携帯電話使用等による悲惨な交通死亡事故も発生しています。

このような情勢を踏まえ、改正法において、携帯電話使用等に関する罰則が強化されるなどしたところですが、これに合わせ、携帯電話使用等に係る基礎点数及び反則金の額が引き上げられるものです。



### ●反則金及び点数

		改正前	改正後
反則金	大型車	7,000円	2万5,000円
	普通車	6,000円	1万8,000円
	二輪車	6,000円	1万5,000円
	原付車	5,000円	1万2,000円
点違数反	通話や操作	1点	3点
	通話や操作で交通の危険が生じた場合	2点	6点

### ●罰則

「交通の危険を生じさせた場合」	
改正前	改正後
交通反則通告制度適用	交通反則通告制度の適用除外
3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
「それ以外の場合」	
交通反則通告制度適用	交通反則通告制度適用
5万円以下の罰金	6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金



運転中の電話やメールは、とても危険です!

